

子どもの貧困対策の推進について

【担当省庁】文部科学省

1 高校生の修学支援

- 公私の別なく、希望する高校に進学できるよう、高等学校等就学支援金の増額など支援拡充をしていただき、私立高校についても少なくとも生活保護世帯や市町村民税非課税世帯などには、公私間格差がない修学支援制度を実施していただきたい。

<京都府の状況>

- ・ 全日制高等学校の私立学校生徒の割合 43.7% (全国 2 位)
- ・ 概ね年収 500 万円未満の世帯に対し 65 万円まで減免 (府独自) (27 全国平均年間授業料等約 7 2 万円)
- ・ 経済的理由による 中退率が大きく減少 (20 4.0% → 26 0.6%)

2 低所得の世帯の大学生等に対する給付型奨学金制度創設の早期実現

- 意欲と能力のある学生等が経済的理由で進学等を断念しないよう「給付型奨学金制度」の創設を早期に実現していただきたい。
- 生活保護世帯や市町村民税非課税世帯など、一定年収以下の生活困窮世帯への給付について検討していただきたい。

<貧困家庭の進学率>

- ・ 生活保護世帯の子どもの大学進学率 31.7% (全国平均 73.2%)
- 奨学金を必要とする全ての子どもたちが利子の無い奨学金を受けられるよう「無利子奨学金」の貸与人員を増員していただきたい。

<無利子奨学金の貸与率の状況(平成 27 年度)>

- ・ 貸与人員ベース 無利子 36.8% 有利子 63.2%
- ・ 貸与金額ベース 無利子 29.8% 有利子 70.3%
- 平成 29 年度から導入予定の「所得連動返還型奨学金制度」について、既に返還を開始している者も対象としていただきたい。

3 スクールソーシャルワーカー等、専門スタッフの法的位置づけ

- 福祉等の関係機関と連携し、子どもの状況に応じた支援ができる スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門スタッフを 増員していただきたい。

また、学校教育法等の法令上の職に位置づけていただきたい。

<京都府の状況>

- ・スクールソーシャルワーカーの配置

小学校 28/210 校 中学校 29/97 校

- ・スクールカウンセラーの配置

小学校 27/210 校 中学校全校

<文部科学省の概算要求>

- ◎ 高等学校等就学支援金交付金等 3,703 億円 (28 年度予算額 3,679 億円)
- ◎ 大学等奨学金事業の充実と健全性確保 1,183 億円 (28 年度予算額 1,023 億円)

【現状・課題等】

1 高校生の修学支援

◎ 私立高校の教育費負担と公私間格差

- 公立高校の授業料は年間 119 千円(全国一律)であるのに対し、私立高校は授業料・入学料・施設整備費等を合わせると年間 722 千円(平成 27 年度の全国加重平均値)。授業料のみでは年間 391 千円(同平均値)
- 公立高校については、国の「高等学校等就学支援金」による授業料軽減により、概ね年収 910 万円未満の世帯については、実質無償化
- 一方、私立高校は、同支援金により授業料軽減しても年間約 43 万円～61 万円の負担が必要であり、授業料の公私間格差がある。(児童のいる低所得者世帯(所得金額 250 万円以下)の場合、少なくとも所得の 17%が充てられることとなっている)

◎ 京都府の私学支援制度

- 京都府においては、平成 23 年度より「京都府私立高等学校あんしん修学支援事業」として、概ね年収 500 万円未満の世帯については、65 万円まで私立高校の授業料減免事業を実施(生活保護世帯等については全額無償化)し、経済的理由による高校中退者の割合が大きく減少する(㉑ 4.0%→㉒ 0.6%)など学ぶ意欲のある生徒の修学継続に大きな成果を上げてきた。
- 国の「高校生修学支援基金」が平成 26 年度で廃止されたため、京都府においては全額単費で修学支援事業を継続しているが、府の負担は大きく(平成 28 年度京都府当初予算約 39 億円)、安定した事業実施のための財源確保に苦慮している。

(私立高等学校あんしん修学支援事業)

補助対象者	○京都府内の私立高等学校に在籍する京都府民の生徒 (高等学校等就学支援金(国制度)については、京都府民以外の生徒も対象) ○保護者の収入がおおむね 500 万円未満
支 援 額 等	○昨年度府内平均授業料(65 万円)まで無償化 なお、生活保護受給世帯、失業・倒産により家計が急変して一定所得基準以下となった世帯については、学校の授業料減免等により全額無償化

◎ 京都府における私立高等学校の割合（通信制を除く）

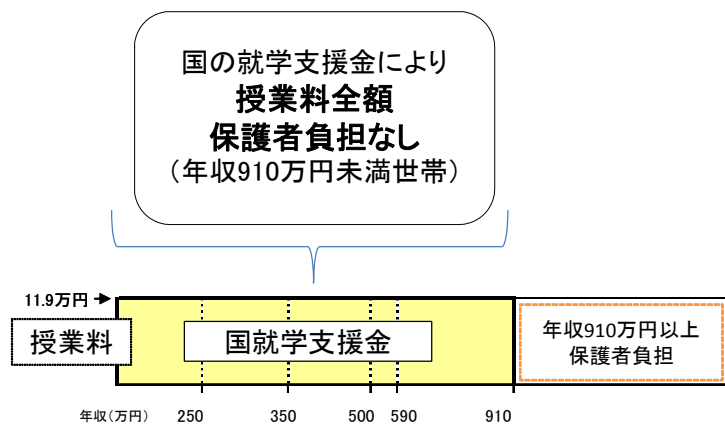
H 28. 5. 1 現在（学校基本調査値）

	学校数	生徒数	国・公・私立学校総数に占める割合（学校数）	国・公・私立学校総数に占める割合（生徒数）
全日制	40	31, 639	37.7%（全国2位）	43.7%（全国2位）

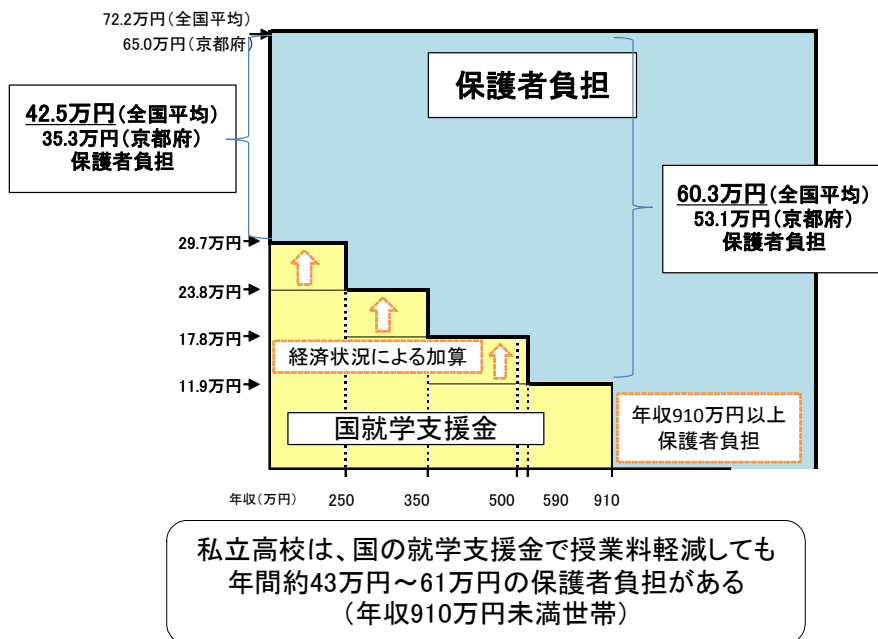
（注）府内には定時制の私立高等学校はない。

◎ 高校授業料の公私間格差

<公立高校>



<私立高校>



2 低所得の世帯の大学生等に対する給付型奨学金制度創設の早期実現

◎ 高等学校卒業者の大学等（短大・専門学校含む）進学率について、全国平均と比較し、厳しい家庭環境にある子どもの大学等進学率は低い状況※

- 全国平均大学等進学率 73.2%
- 児童養護施設の子どもの大学等進学率 22.6%
- 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 31.7%
- ひとり親家庭の子どもの大学等進学率 41.6%

【※給付型奨学金制度の設計について<これまでの議論の整理>

（給付型奨学金制度検討チーム 平成 28 年 8 月 31 日）参考資料より】

◎ 当初無利子奨学金の貸与から事業実施、貸与枠拡大のため有利子奨学金を創設
現状では、有利子奨学金の貸与（額）率が 70%を超える状況、また、滞納者は 22 年度以降減少傾向にあるものの 16 万 5 千人もの滞納者が存在

※日本学生支援機構奨学金の貸与者（金額）の推移

区分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	貸与人員	貸与金額	貸与人員	貸与金額	貸与人員	貸与金額
第一種 （無利子）	人 427,423 (31.9%)	百万円 281,062 (25.7%)	人 462,443 (34.6%)	百万円 301,089 (27.9%)	人 486,679 (36.8%)	百万円 316,842 (29.8%)
第二種 （有利子）	911,584 (68.1%)	812,287 (74.3%)	873,993 (65.4%)	779,425 (72.1%)	837,009 (63.2%)	747,956 (70.3%)
合計	1,339,007 (100%)	1,093,348 (100%)	1,336,436 (100%)	1,080,514 (100%)	1,323,688 (100%)	1,063,798 (100%)

◎ 所得連動返還型奨学金制度の対象者の拡大

奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に返還月額が卒業後の所得に連動する制度

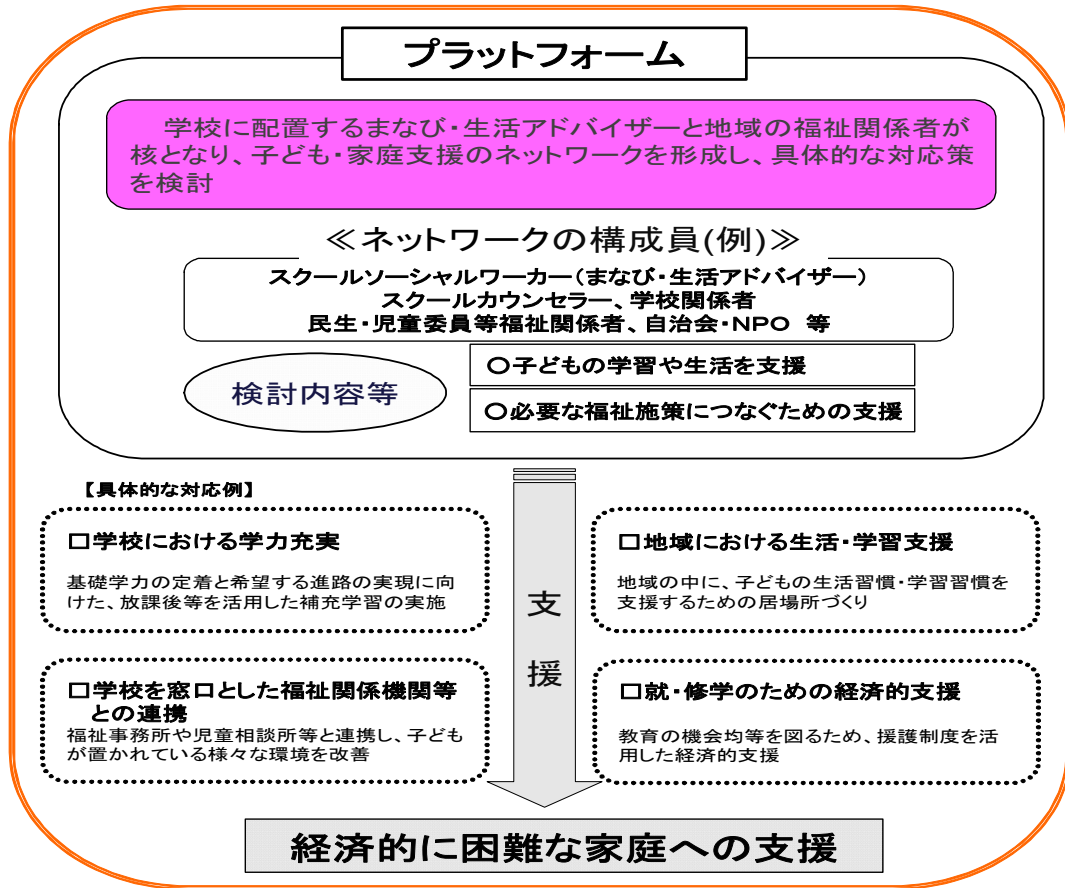
平成 29 年度無利子奨学金の新規貸与者から適用を開始すべく準備が進められているが、有利子奨学金貸与者及びすでに返還を開始している貸与者に対しては対象とされていない。

3 スクールソーシャルワーカー等、専門スタッフの法的位置づけ

- 「まなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）」の配置

学校をプラットフォームにするとは

子どもは将来を担う社会の宝であり、生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会が必要である。学校には、子どもや家庭の状況など多くの情報があることから、学校と福祉関係者や地域の自治会やNPO法人などが連携し、切れ目のない子どもへの支援を行う。



スクールソーシャルワーカー配置校以外の小・中学校には、まなびadの派遣で上記に準じた対応

【京都府の担当課】

文化スポーツ部	文教課	075-414-4516
	大学政策課	075-414-4524
教育委員会	教職員課	075-414-5789
	学校教育課	075-414-5831